

賃貸借一般契約条項

第 1 章 総則

(契約の目的)

第 1 条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに仕様書に添付された資料（以下「仕様書等」という。）に定められた物件（以下「契約物件」という。）を甲に貸付け、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第 2 条 乙に支払われる代金の金額は、契約金額とする。

（債務の引受け等の承認）

第 3 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 賃貸借契約の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

（下請負）

第 4 条 乙は、この契約の履行にあたり第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（特許法等上の権利の侵害の禁止）

第 5 条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（仕様書等の疑義）

第 6 条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならぬ。この場合において、乙は、当該説明が書面によってなされるよう要求することができる。

（監督官等の派遣）

第 7 条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官及び検査官（以下「監督官等」という。）を関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

第 2 章 契約の履行

(契約物件の搬入、設置・調整、撤去)

第 8 条 乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより、契約物件の賃貸借に関する搬入、設置・調整、撤去を行うものとする。

2 前項に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(甲の使用上の義務)

第 9 条 甲は、契約物件を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

(乙の義務)

第 10 条 乙は、契約物件の適切な使用方法、操作方法を指導するとともに、常時契約物件を良好な状態において使用することができるよう保全、整備及び調整を行わなければならない。

2 甲は、保全、整備及び調整の必要が生じた場合は、直ちに乙にその旨を通知して保全、整備及び調整を求めるものとする。

(監督)

第 11 条 甲は、契約の履行について必要と認めた場合には、監督官を定め、書面をもつてその氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

2 監督官は、契約の履行について、契約書、仕様書等及び甲の定めた監督実施要領に基づき必要な監督を行うものとする。

3 監督を受けるために必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第 12 条 乙は、撤去役務が完了したときは、甲の完成検査を受けなければならない。

2 甲の指名した完成検査官は、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づき、必要な完成検査を行うものとする。

3 完成検査においては、乙が行った役務に関し、品質及び役務内容が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、撤去の完了日から 10 日以内にしなければならない。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるために必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(代金の請求及び支払)

第 13 条 乙は、役務を完了した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲から交付された検査調書を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から 30 日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第 14 条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第 15 条 甲は、約定期間（第 13 条第 3 項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における財務省告示による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が第 12 条第 4 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第 16 条 甲は、第 27 条第 1 項の規定により違約金を徴収し、又は第 28 条 4 項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が、契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めるものとし、その期間内に支払がなかつたときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(設置又は撤去期限の猶予)

第 17 条 乙は、理由を添えて設置期限又は撤去期限（以下「期限」という。）の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、甲が特に支障がないと認める日まで期限を猶予することができる。
- 3 乙は、期限を過ぎた後においても、第 1 項の申請をすることができる。

(遅延金)

第 18 条 乙は、前条第 2 項の規定により期限猶予された場合においては、遅延日数に応じ遅延分に相当する代金に対し、1 日につき 0.1 パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延金として甲に支払わなければならない。ただし、遅延分に相当する代金の 10 パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項の規定において「遅延日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって前項に示す期限を超過した日数、その他取引の性質等の事情を考慮して遅延金の支払を求める不相当とする日数を除いた日数をいう。
 - (1) 期限以前にされた申請に基づき当該期限が猶予された場合において、猶予された日までに設置又は撤去したときは、従前の期限の翌日から設置又は撤去した日までの日数

- (2) 期限以前にされた申請に基づき当該期限が猶予された場合において、猶予された日までに設置又は撤去しなかったときは、従前の期限の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 期限を過ぎた後においてなされた申請に基づき当該期限が猶予された場合において、猶予された日までに設置又は撤去したときは、申請した日の翌日から設置又は撤去した日までの日数
- (4) 期限を過ぎた後においてなされた申請に基づき当該期限が猶予された場合において、猶予された日までに設置又は撤去しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、設置又は撤去は甲の完成検査において合格した時になされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間をおいて指定する期日までに第1項の遅延金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該遅延金に対し、遅延が生じた時点における財務省告示による国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣の定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第19条 乙は、設置又は撤去が期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、期限の翌日から設置又は撤去した日（期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて当該期限が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第 3 章 契約の効力等

(設置、賃貸借及び撤去不能等の通知)

第 20 条 乙は、期限までに設置又は撤去する見込みがなくなった場合、設置又は撤去することができなくなった場合又は契約物件を賃貸借することができなくなった場合は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(危険負担)

第 21 条 甲乙双方の責めに帰すことができない理由により、賃貸借契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての賃貸借契約の履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、乙が賃貸借契約の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての賃貸借契約の履行の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金(乙が賃貸借契約の履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払い義務を免れる。

(損害負担)

第 22 条 賃貸借契約期間終了前に契約物件が滅失し、又は、損傷した場合において当該賃貸借契約に係る部分を修補(良品との取替えを含む。)すべきときは、その損害は乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によるものである場合は、その損害は甲の負担とする。

第 4 章 契約の変更等及び解除

(契約の変更)

第 23 条 甲は、賃貸借契約の期間が終了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所、仕様書等の内容、その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第 24 条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところ不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するために協議することができる。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第 25 条 甲は、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が賃貸借契約を完了できなくなった場合

(2) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が賃貸借契約を完了できなくなった場合

(3) 乙が賃貸借契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達成することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除)

第 26 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により賃貸借契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 27 条 甲は、第 25 条第 1 項の規定によりこの契約の全部又一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の 10 パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 第 18 条第 4 項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第 28 条 甲は、第 25 条第 2 項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が履行期限までに賃貸借をしなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第 26 条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行わなければならない。

- 4** 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときには、甲は乙に対し支払い期日を指定し、その損害を請求することができる。
- 5** 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

第 5 章 秘密保全

(秘密の保全)

第 29 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は、利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第 6 章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第 30 条 乙は、契約物件（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2** 乙は、契約物件について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3** 乙は、契約物件について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は制作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4** 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるとときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5** 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書等の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物件の扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

第 7 章 雜則

(その他)

第 31 条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第 32 条 この契約に関する訴えは、さいたま地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。